

魚津市公告第67号

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により新型コロナウイルスに係る臨時の予防接種の一部を改正し実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年9月20日

魚津市長 村椿 晃

1 対象者

魚津市内に居住する生後6月以上の者

2 期間

令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年秋開始接種において使用するワクチン及びその対象者は以下のとおり。

- (1) コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日に法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）とし、その対象者を5歳以上12歳未満の者とする。
- (2) コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）とし、その対象者を12歳以上の者とする。
- (3) 組み換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）とし、その対象者を12歳以上の者とする。
- (4) コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）とし、その対象者を生後

6 月以上 5 歳未満の者とする。

4 個別接種を実施する医療機関

医療機関名	医療機関名
青山内科	吉島内科クリニック
ありそクリニック	沢口胃腸科クリニック
いなば小児科医院	新川病院
魚津神経サナトリウム	羽田内科医院
魚津病院	平野クリニック
魚津緑ヶ丘病院	深川病院
浦田クリニック	船崎内科小児科医院
扇谷医院	榊崎クリニック
大崎クリニック	みのう医科歯科クリニック
加納耳鼻咽喉科医院	宮本内科小児科医院